

## 診断後の修理契約に関する特約条項

### (契約金額)

第1条 この契約金額は、変更条件付確定金額とする。

### (追加作業（費）見積書の提出)

第2条 乙は、整備明細仕様書の記載内容以外の作業（以下「追加作業」という。）が発生した場合は、追加作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外（追加作業（費）見積書（別紙第1）を作成し、監督官の確認を得て甲に提出しなければならない。この場合において、部品、材料等について官給する旨約定のあるときは、所要の部品、材料等について官給申請を行い、官給の有無を確認のうえ追加作業見積書を作成するものとする。

### (追加作業の実施等の通知)

第3条 甲は、前条の追加作業（費）見積書の審査の結果、追加作業として実施するものと中止するものに区分し、これを乙に通知し、乙はこれにより追加作業を実施又は中止するものとする。

### (契約金額の変更)

第4条 前項の追加作業（費）見積書による修理金額については、甲乙協議のうえ本契約金額の10パーセントを上限とし増額することができる。

### (官給変更に伴う契約金額の変更)

第5条 部品、材料等のうち官給の変更により契約金額を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。